

令和 7 年度江東区による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、江東区（以下「区」という。）が令和 6 年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（１）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

（２）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設

（ア）障害者支援施設

（イ）地域活動支援センター

（ウ）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（エ）障害者の地域における作業活動の場として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

イ 障害者を多数雇用している企業

（ア）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社） ※1

※1 障害者雇用を目的として設立された子会社のことで、子会社で雇用された障害者は、親会社の雇用率に算定できる。

(イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所） ※2

※2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- 1) 障害者の雇用者数が5人以上
- 2) 障害者の割合が従業員の20%
- 3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障害者等

(ア) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者）

(イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を、庁内各課に対して行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を、各課で積極的に活用すること。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

6 調達実績の公表

区は、調達実績について、年度終了後に、その概要をとりまとめ、公表するものとする。

7 その他

区は、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。